

令和3年度 (一社) 栃木県建設業協会との意見交換会 回答 (1 / 3)

項 目	回 答
1. 公共事業予算の確保と地域社会の安定的発展について	<p>■地域の建設業が「地域の守り手」や「地域の創り手」として地域づくりに貢献していくため、以下の公共事業予算の確保や、地方への重点配分について推進されるよう要望いたします。</p> <p>①防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の当初予算における別枠確保及び同対策の恒久化</p> <p>②今年度補正予算における公共投資関係費の積極的確保</p> <p>④遅れている地方のインフラ整備への重点投資</p> <p>社会資本の整備は未来への投資であり、質の高い社会資本ストックを将来世代に引き継いでいくためには、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保することが不可欠と考えております。</p> <p>本年8月末に国土交通省の2022年度(令和4年度)予算の概算要求が公表され、公共事業関係費として、6兆2,492億円(対前年度比1.19)を要求しております。</p> <p>なお、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進に係る所要の経費については、「事項要求」を行い予算編成の過程において検討することとなっております。</p> <p>令和3年度補正予算については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が、11月19日の臨時閣議にて閣議決定され、「16ヶ月予算」の考え方により、令和4年度当初予算と一体的に編成し、切れ目なく万全の財政政策を実行するとされております。</p> <p>その中で、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、5.0兆円程度の事業規模が計上されております。</p> <p>また、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図り、公共事業を効率的かつ円滑に実施するよう努めてまいります。</p> <p>施工時期の平準化や適正価格・工期での契約、地域企業の活用に配慮した適正な規模での発注等を推進して、引き続き、生産性の向上や働き方改革に取り組んでまいります。</p> <p>③「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」の推進</p> <p>令和3年5月28日に閣議決定された社会資本整備重点計画を踏まえ、関東ブロックにおいても、国の地方出先機関や都県・政令市と連携して、首都圏地方計画との調和を図りつつ、インフラに関する現状と課題や社会情勢の変化に合わせたストック効果の最大化に向けた取組など社会資本整備の重点事項を示した「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」を令和3年8月31日に策定しております。</p> <p>関東ブロックにおける社会資本整備重点計画では、関東ブロックにおける社会情勢の変化を踏まえつつ、「真の豊かさ」を実現できる社会を構築するための3つの中長期的な目的(「安全・安心の確保」、「持続可能な地域社会の形成」、「経済成長の実現」)の達成に向け、6つの重点目標を定めております。</p> <p>関東地方整備局としては、令和7年度までの計画期間内に6つ重点目標と、その達成のための小目標を設定し、重点的に取り組むべき具体的な施策・事業を進めてまいります。</p>

令和3年度 (一社) 栃木県建設業協会との意見交換会 回答 (2 / 3)

項 目	回 答
<p>2. 小規模工事におけるICT施工の対応をはじめとする生産性の向上について</p>	<p>■「ICT普及促進ワーキンググループ」を設置し、小規模の現場に対応したICT技術の活用方法等について検討を進めているとお聞きしておりますが、その検討状況についてお聞かせください。</p> <p>「ICT普及促進ワーキング」では、小型建設機械やスマホなどの汎用機器を活用したICT施工技術について10月に実証し、その機能・効果などをとりまとめ、今年度を目標に要領として取りまとめる予定です。</p> <p>■実際の施工では変化点など多くの設計データの作成が必要となり、2D設計データのみでは膨大な時間と費用が掛かることから、3Dデータでの提供をお願いできるのか伺います。</p> <p>■BIM/CIMについても令和5年度より原則適用とされておりますが、その詳細と現状についてお教えくださるようお願いいたします。</p> <p>国土交通省では、インフラ分野において、災害対応やインフラの老朽化対策の必要性が高まる一方、今後、深刻な人手不足が懸念されていることから、急速なデジタル化や新たな働き方への転換などに対応するため、インフラ分野のDXを推進していくこととしております。</p> <p>その中で、関東地方整備局では、令和3年3月に「関東BIM/CIM活用ロードマップ」を策定しており、令和5年度までに小規模なものを除く全ての公共事業に向けて、段階的な適用拡大に取り組んでおります。</p> <p>令和3年度は、大規模構造物等（トンネル、ダム、橋梁、河川構造物（水門、樋門、樋管等））の全ての詳細設計、工事についてBIM/CIM活用を原則適用することとしており、約350件の工事・業務でBIM/CIM活用を予定しております。</p> <p>今後、BIM/CIM活用の業務が拡大していくことにより、発注段階における3Dデータでの提供が進んでいくものと考えております。</p> <p>また、令和3年4月21日には、「関東DX・i-Construction人材育成センター」及び「関東DXルーム」を開所し、高速通信網やVR、ARなどの危機を利用したインフラ分野のDX推進に向けた人材育成、インフラDX推進の交流拠点及び情報発信拠点として活用を進めております。</p> <p>さらに、関東地整管内の10事務所をi-Constructionモデル・サポート事務所として認定し、地方公共団体や地域企業のi-Constructionの取り組みをサポートしております。</p>

令和3年度 (一社) 栃木県建設業協会との意見交換会 回答 (3 / 3)

項 目	回 答
<p>3. 新・担い手三法発注関係事務運用指針の市町村等への普及について</p>	<p>■市町村においては、運用指針において「必ず実施すべき事項」とされているものの中にも、低入札価格調査基準等の設定、施工時期の平準化、適正な工期設定、適切な設計変更など取組が遅れているものが散見されますことから、これらの普及徹底に今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いたします。</p> <p>市町村における低入札価格調査基準等の設定、施工時期の平準化、適正な工期設定、適切な設計変更などについては、令和2年12月に全国統一指標及び関東ブロック独自指標により令和6年度のこれら取組の目標値を公表し各県、市町村において取り組んでおり、令和3年10月に令和2年度調査結果について公表させていただいたところです。</p> <p>今後とも、国や地方公共団体等の発注機関で構成される「関東ブロック発注者協議会の栃木県分科会」の場を活用しながら、栃木県内の市町村に対し、低入札価格調査基準等の設定、施工時期の平準化、適正な工期設定、適切な設計変更の取組について指導、助言をしてまいります。</p> <p>■令和6年4月からの時間外労働の罰則付き上限規制の適用に的確に対応するためには、施工時期の平準化や適正な工期設定の市町村への浸透を図ることはもとより、週休2日（4週8休）制導入についても民間工事を含めた普及が必要と考えますが、これら働き方改革の普及徹底にどう取り組んでいかれるのか併せてお伺いたします。</p> <p>令和元年6月14日に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い、発注者の責務として公共工事の品質確保を図るため休日や準備期間等を考慮した適正な工期を設定することが定められるとともに、働き方改革の観点からも重要な施策として認識しております。</p> <p>週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を設定しており、令和2年度に共通仮設費と現場管理費の補正率を引き上げており、令和3年度は引き続き継続しております。</p> <p>さらに、適正な工期を確保するため、工事発注時に工事工程表の開示の試行を原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象に実施するとともに、本官工事及び当初予定価格3億円以上の分任官工事を対象に、設計・発注条件と現場条件の不一致を防止し、円滑な工事施工体制の確保を目的とした条件明示チェックリストの開示の試行に取り組んでおります。</p> <p>また、工事着工前には「設計審査会」において、工事工程のクリティカルパスの共有や条件明示のすり合わせを受発注者間で実施するとともに、作成書類の役割分担の明確化を図ることとしております。</p> <p>引き続き、適切な発注に努めるとともに、適正な工期設定について地方公共団体等へも働きかけてまいります。</p> <p>令和6年度からの時間外労働の上限規制の適用も迫る中で、民間工事における適正な工期の確保については、重要な課題であると認識しており、週休2日の実現など、働き方改革を促進し、魅力ある建設業、将来の担い手確保につなげていくことが必要です。</p> <p>昨年（令和2年）10月に建設業法が改正され、著しく短い期間を工期とする請負契約の締結が禁止（建設業法第19条の5）され、併せて、工期に関する基準が策定されたところです。この工期に関する基準においても、週休2日は工期設定において考慮すべき事項とされ、週休2日（4週8休）を確保できるようにしていくことが重要であるとされております。</p> <p>これまでも国土交通本省及び関係省庁から民間発注者団体等に対して、工期に関する基準等の周知、働きかけ等を行っているところです。</p> <p>また、関東地方整備局では、既に貴協会にも情報提供等をさせていただいておりますが、民間発注者向けに、工期に関する内容も含め、発注時に留意いただきたい内容をまとめた資料を作成して、関東地方整備局のホームページに掲載するとともに、周知等を行っているところです。引き続き、国土交通本省とも連携して周知等を行ってまいります。</p> <p>なお、元請企業が短い工期で受注した場合は、下請企業にもしわ寄せが及ぶ可能性がありますので、貴協会におかれましては、適正な工期の見積り、協議等についても、引き続き、ご協力をお願いいたします。</p>